（第５面）

９．取り扱う電子決済手段の名称及びその概要並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称、住所及びその概要

電子決済手段の名称		電子決済手段の単位	
電子決済手段を発行する者の商号又は名称			
電子決済手段を発行する者の住所			
電子決済手段を発行する者の属性等			
電子決済手段を発行する者の概要			
電子決済手段の法第２条第５項各号の該当性			
外国電子決済手段の該当性			
電子決済手段の主な用途			
電子決済手段の保有又は移転の仕組み			
電子決済手段の発行状況			
電子決済手段の流通状況			

（第６面）

電子決済手段に内在するリスク	
償還に要する期間	
その他事項	

（記載上の注意）

１．電子決済手段関連業務を行う場合に記載すること。

２．取り扱う電子決済手段ごとに記載すること。

３．「電子決済手段の単位」は、取り扱う電子決済手段の計算単位について記載すること。

４．「電子決済手段を発行する者の属性等」は、電子決済手段を発行する者が国内の事業者の場合には、銀行等、資金移動業者又は特定信託会社のいずれかを記載すること。電子決済手段を発行する者が外国の事業者の場合には、当該事業者が取得している法又は銀行法に相当する外国の法令の規定による法第37条の登録若しくは銀行法第４条第１項の免許と同等の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類するその他の行政処分を含む。）又は法第37条の２第３項の規定による届出と同等の届出について記載すること。

５．「電子決済手段の法第２条第５項各号の該当性」は、法第２条第５項各号のいずれの電子決済手段に該当するかについて記載すること。

６．「外国電子決済手段の該当性」は、外国電子決済手段（第30条第１項第５号に規定する外国電子決済手段をいう。）に該当するかについて記載すること。

７．「電子決済手段の保有又は移転の仕組み」は、電子決済手段の発行又は移転に係る記録の方法及び取引の認証方法等並びに当該電子決済手段の保有又は移転の仕組み（保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。）について簡潔に記載し、又は図示すること。

８．「電子決済手段の発行状況」は、総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合は、その上限等について記載すること。

９．「電子決済手段の流通状況」は、既に取り扱われている電子決済手段の場合は、当該電子決済手段を取り扱う電子決済手段等取引業者等及びその取引の状況について、実務上可能な範囲で簡潔に記載すること。また、新規に発行される電子決済手段を販売する場合は、当該電子決済手段の販売状況について、実務上可能な範囲で記載すること。

10．「償還に要する期間」は、電子決済手段の償還に要する標準履行期間について記載すること。

11．「その他事項」は、特定の者によりその価値を保証されている場合は、当該者の氏名又は商号若しくは名称及びその保証の内容、電子決済手段の価値又は仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者や事業が存在する場合は、その者の名称及びその事業の概要並びにその他利用者が認識すべき当該電子決済手段の特性について簡潔に記載すること。

12．取り扱う電子決済手段の概要について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第６面の次に添付すること。